

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成 20 年 4 月 1 日施行）

1. 点検・評価の概要

(1)導入の経緯

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成 20 年 4 月から施行されました。

地教行法改正の趣旨の大きな柱のひとつが「教育委員会の責任体制の明確化」であり、その趣旨に沿って、今回の点検・評価制度が導入されたものです。

これに伴い、教育委員会はその権限に属する事務について、点検・評価を行うことが義務づけられ、さらにその結果を議会に提出し、公表しなければならないこととされたものです。

(2)目 的

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関であり、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の幅広い教育に関する事務を所掌しておりますが、この所掌する事務が適正かつ効果的に執行されているかどうかについては、自らが事後にチェックすることが重要であると考えられました。

今回の地教行法の改正に伴う点検・評価制度の導入により、効

果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果を議会に提出し、公表することで市民の皆様への説明責任を果たします。

### (3)学識経験者の知見の活用

これは、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとなります。

### (4)点検・評価の方法

点検・評価の具体的な方法について、国が基準を定めることはありません。点検・評価の項目や指標、議会への報告や公表の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされております。

## 2. 本市教育委員会の点検・評価の方法

### (1)点検・評価の対象とする事業の考え方

まず、どの年度を対象とするかということについては、市長事務部局の企画部が平成 19 年度から全庁的に実施している事務事業評価と同じ取扱いをすべきとの考えにたち、企画部の事務事業評価が前年度を対象としていることから、平成 20 年度の教育委員会の点検・評価も平成 19 年度の事業を対象とすることにいたしました。

次に、どの事業を対象とするかということについては、教育委員会が所管する事業の中から、義務的、経常的なもの等を除き、重点施策と位置づける 35 の事業を精選し、又、教育委員の活動状況についても、5 つに大別し点検・評価を行うことといたしました。

### (2)点検・評価の様式について

点検・評価の具体的な方法については、国は定めないということは、前述したとおりですので、様式についても各教育委員会で定めるということとなります。

本市教育委員会としては、この点検・評価を議会、市民に見ていただく際にできるだけシンプルでわかりやすいものをとということを念頭に、記載する項目は事業名、事業概要、自己評価、備

考の4項目とし、各項目を横一列に一覧できる様式（点検・評価書：後掲）を作成いたしました。

### (3)点検・評価書の見方

- ①点検・評価書は教育委員の活動、教育部、指導部、文化部に分けて作成してあります。
- ②「事業名」は、教育委員の活動については、「教育委員会の会議」、「その他の会議、研修会への参加」、「学校訪問」、「学校行事への参加」、「各種行事、大会等への参加」の5つの活動に大別し、教育部、指導部、文化部については、原則として予算上の事業名を引用してあります。
- ③「事業概要」は、各事業の概要を簡潔に記載してあります。
- ④「自己評価」は、企画部が実施する「事務事業評価」の評価内容、配点基準を採用しています。※評価内容・配点基準参照
- ⑤「備考」には、主に成果を記載してあり、必要に応じて課題等を記載してあります。

---

#### ※評価内容・配点基準(抜粋)

##### ◎必要性

- ・市が実施すべき範囲として適切である。 3点
- ・市が実施すべき範囲として概ね適切である。 2点
- ・市が実施すべき範囲としてやや不適切である。 1点
- ・市が実施すべき範囲として不適切である。 0点

##### ◎有効性

- ・予定された実績・成果を得るのに有効であった。 3点
- ・予定された実績・成果を得るのに概ね有効である。 2点
- ・予定された実績・成果を得るのにあまり有効でない。 1点
- ・予定された実績・成果を得るのに有効でない。 0点

##### ◎効率性

- ・投入した経費等が資源に見合う実績を出している。 3点
- ・投入した経費等が資源に見合う実績を概ね出している。 2点
- ・投入した経費等が資源に見合う実績をあまり出せない。 1点
- ・投入した経費等が資源に見合う実績を出せない。 0点

◎優先性

- ・本事業が、他に比べ優先性がある。 3点
- ・本事業が、他に比べ概ね優先性がある。 2点
- ・本事業が、他に比べあまり優先性がない。 1点
- ・本事業が、他に比べ優先性がない。 0点

◎総合評価

- |              |             |
|--------------|-------------|
| A → 総合点10点以上 | B → 総合点8～9点 |
| C → 総合点6～7点  | D → 総合点5点以下 |

-----

※本市教育委員会の点検・評価の様式

教育委員会点検・評価書(平成19年度事業等)

〇〇部

| No. | No.<br>(部) | 事業名(担当課) | 事業概要(事業費) | 自己評価 |     |     |     |      | 備考<br>(成果、課題等) |
|-----|------------|----------|-----------|------|-----|-----|-----|------|----------------|
|     |            |          |           | 必要性  | 有効性 | 効率性 | 優先性 | 総合評価 |                |
|     |            |          |           |      |     |     |     |      |                |
|     |            |          |           |      |     |     |     |      |                |
|     |            |          |           |      |     |     |     |      |                |
|     |            |          |           |      |     |     |     |      |                |
|     |            |          |           |      |     |     |     |      |                |

#### (4)学識経験者の知見の活用について

##### ①人選について

まず、浦添市教育行政の「点検・評価に関する有識者」に関する要綱（後掲）を制定しました。

次に、教育行政の柱である社会教育、学校教育、文化の各分野に関して、専門的見地から意見を述べることができる方ということで次の3名の方々に依頼をし、お引き受けをいただきました。

##### ②知見の活用の方法について

有識者会議において、各々の専門分野を生かすため、各有識者がそれぞれの専門分野に関係の深い部について意見を述べるのが良いのではという提案があり、次のとおり担当を決めました。

そして、教育委員及び教育委員会の3部が自己点検・評価したものに対して、意見を述べていただきました。

「点検・評価に関する有識者」名簿

（五十音順：敬称略）

| 氏 名   | 専門分野（主な活動等）  | 担 当 |
|-------|--------------|-----|
| 大濱 勝彦 | 社会教育（社会教育活動） | 教育部 |
| 亀島 靖  | 文化（歴史研究）     | 文化部 |
| 比嘉 信勝 | 学校教育（元校長）    | 指導部 |

※「教育委員の活動」については、各有識者からそれぞれ意見を述べていただく。

浦添市教育行政の「点検・評価に関する有識者」に関する要綱

平成 21 年 1 月 29 日

教育長決裁

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者(以下「有識者」という。)を置く。

(委嘱等)

第 2 条 有識者は、教育に関し学識経験を有し、教育活動に熱意のある者の中から、教育長が委嘱する。

2 有識者の任期は、当該年度における点検・評価に係る業務の終了時までとする。

(業務)

第 3 条 有識者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 教育委員会が実施した点検・評価に関し意見を述べること。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 29 日から施行する。